



等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の(一)、第一九〇四・二〇号の二の(一)及び第一九〇四・九〇号の一に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの及び同法第四十九条第一項の規定により政府が貸付けを行つた米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもの

五 関税率法第九条第一項第二号（緊急関税等）の規定による措置その他の一般協定第十九条第一項（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定（第七条の六第二項第二号において「セーフガード協定」という。）による措置がとられている物品

六 発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの

3 第一項に規定する場合に該当することとなつた別表第一の六に掲げる物品について、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めることにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、同項の規定の適用を停止することができる。

4 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した数量として、次の各号に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年（同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項及び次項において単に「前年」という。）までの過去三年間における各年（同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間。第一号において同じ。）の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この項及び次項において「平均輸入数量」という。）に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したもの三分の一に相当する数量（次号及び第三号において「平均国内消費量」という。）に百分の十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年（別表第一の六の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項において単に「前々年」という。）の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

二 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の十を乗じて得た数量を超える場合 平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

三 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の三十を乗じて得た数量を超える場合 平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量）

5 前項の規定により第一項に規定する輸入基準数量を算出するに当たり、別表第一の六の各項のうち前年までの過去三年間ににおける国内消費量が不明な物品を含む項がある場合には、当該国内消費量が不明な物品を含む項に係る輸入基準数量は、その項の平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量とする。

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量（経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第一号において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（同号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日以前の期間に係るものに限る。同号において同じ。）」を除く。以下この項において同じ。）と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を合計した数量に相当する数量を除く。以下この項及び次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

7 第一項及び第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する輸入数量は、関税率法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（令和六年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和六年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から令和六年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の十を乗じて得た金額を超える、百分の四十を乗じて得た金額以下の場合 加算される税額 $\parallel$ （発動基準価格 $\times 0.9 - \text{課税価格} \times 0.3$

二 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の四十を乗じて得た金額を超える、百分の六十を乗じて得た金額以下の場合 加算される税額 $\parallel$ （発動基準価格 $\times 0.9 - \text{課税価格} \times 0.6$

- 三 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の六十を乗じて得た金額を超える場合 加算される税額 II (発動基準価格×0.4 - 課税価格) × 0.7 + 発動基準価格 × 0.19
- 四 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の七十五を乗じて得た金額を超える場合 加算される税額 II (発動基準価格×0.25 - 課税価格) × 0.9 + 発動基準価格 × 0.295
- 5 前項の規定は、別表第一の七に掲げる物品が前条第二項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する場合又は同条の規定により加算された関税が課されている物品である場合には、適用されがないと認められるものがあるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、第一項の規定の適用を停止することができる。
- 第七条の五 削除  
(豚肉等に係る特別緊急関税)
- 第七条の六 平成七年度から令和六年度までの各年度において、当該年度中の関税税率別表第一〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る)、同表第一〇二〇三・一一号の二、第一〇二〇三・一二号の二、第一〇二〇三・一九号の二、第一〇二〇三・二一号の二、第一〇二〇三・二二号の二及び第一〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第一〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇二〇一・一一号、第一〇二〇一・一二号、第一〇二〇一・一九号及び第一〇二〇一・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(二)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という)の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項及び第五項において「輸入基準数量」という)を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(次項第一号及び第五項において「発動日」という)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかるわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和六年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの(以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という)に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものの(譲許適用物品を除く)に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る)との合計数量を控除した輸入数量(第五項において「協定対象外輸入数量」という)があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項において「協定対象外輸入基準数量」という)を超えた場合に限る。前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- 一 輸入に係る豚肉等が発動日前において本邦に向けて送り出されたものであることを政令で定めて準用する。この場合において、協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第一項に規定する豚肉等の輸入数量(経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるものにおいて「譲許適用物品」という)に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(譲許適用物品を除く)第一号において「締約国産物品」という。)に

- 係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。)との合計数量を除く。以下この項において同じ。)と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量(譲許適用物品に係る輸入数量と締約国産物品に係る輸入数量との合計数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。
- 五 第七条の三第七項の規定は、第一項に規定する輸入数量又は前項において準用する同条第四項に規定する国内消費量を算出する場合について準用する。
- 財務大臣は、平成七年度から令和六年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量(令和六年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量)についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。
- 六 第七条の七 経済連携協定に基づく関税の緊急措置  
第七条の七 経済連携協定に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加の事実(第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与える、又は与えるおそれがある事実(第六項及び第七項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条、第七条の九第二号、第七条の十及び第八条の二第一項において同じ。)、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。
- 一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとすること。
- 二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、関税率別表に定める税率(第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率)及び協定税率のうちいかずか低いもの(以下「実行税率」という。)の範囲内において関税率を引き上げること。
- 三 前項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を延長することができる。
- 四 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。
- 五 経済連携協定の我が国以外の締約国(第十二条の四において「協定締約国」という。)において当該経済連携協定の規定に基づき関税の緊急措置(次項において「我が国以外の締約国の緊急措置」という。)がとられた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課すことができる。

- 6 政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無について調査を行うものとする。
- 7 政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前にあっても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。
- 一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとすること。
- 二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、実行税率の範囲内において関税率を引き上げること。
- 8 政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられた場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。
- 9 財務大臣は、第四項に基づき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課すため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。
- 10 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。
- 11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正)

- 第七条の八** 修正対象物品(経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができると定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)について、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の適用を停止されるところにより、政令で定める輸入数量(第三項及び第四項において同じ。)が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量(同項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々月の初日からその超えることとなつた月の属する年度の末までの期間(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める期間。第一号及び同項において「発動期間」という。)内に輸入されるものに課する関税率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。
- 二 当該経済連携協定が日本国について効力を生ずる日(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める日)の前日における実行税率
- 三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率
- 2 前項の規定は、経済連携協定の規定に基づき、政令で定める修正対象物品については、適用しない。

- 4 3 第七条の三第七項の規定は、修正対象物品の輸入数量を算出する場合について準用する。
- 4 3 財務大臣は、その年度の初日(政令で定める修正対象物品にあつては政令で定める日とし、経済連携協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品(政令で定める物品を除く。)にあつては同日とする。)からその年度の毎月末までの修正対象物品の輸入数量について翌月末までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品についての発動期間について当該発動期間の開始日の前日までに、それぞれ告示等をするものとする。
- 5 政令で定める修正対象物品に係る前項の規定の適用に関し必要な技術的説明は、政令で定める。(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回った場合の関税の譲許の修正)
- 6 第七条の九 譲許適用物品である関税税率法別表第〇一〇一・二九号の二の(二)に掲げる物品のうち、一頭の課税価格が発動基準価格(経済連携協定に定められた当該物品の発動価格に百分の九十を乗じて得た価格をいう。)を下回るもの(第二号において「譲許修正物品」という。)に課する関税の率は、次に掲げる税率のうち最も低いものとする。
- 一 この条の規定により関税の譲許を修正する日における実行税率
- 二 当該経済連携協定が譲許修正物品の原産地である国について効力を生ずる日の前日における実行税率
- 三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率  
(経済連携協定に基づく報復関税)
- 4 3 第七条の十 経済連携協定に基づいて直接又は間接に我が国に与えられた利益を守るために必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び関税の譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課すことができる。
- 2 財務大臣は、前項に基づき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、関税の譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。
- 3 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。
- 4 3 第三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 3 第八条 加工又は組立てのため、令和八年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品(関税率別表に定める税率が無税とされているものを除く。)で、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超える税関長が指定する期間)以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。
- 1 関税率別表第四二・〇二項に該当する製品のうち外面が革製又はコンポジションレザー製のもの並びに同表第四二・〇三項に該当する製品のうち野球用のグローブ及びミット以外のもの(これらの製品のうち、本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

二 関税定率法別表第五十七類及び第六十一類から第六十三類までに該当する製品（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

2 次条第一項又は第三項の規定の適用を受ける物品については、前項の規定は、適用しない。

三 関税定率法別表第六四〇六・一〇号の一に該当する製品のうち甲（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

（特恵関税等）

第八条の二 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「特恵受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、令和十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第一条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

#### 一 関税定率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品のうち別表第二に掲げるもの 同表に定める税率

#### 二 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。）同法別表に定める税率にあつては、同表に定める税率及び協定税率のうちいかれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た税率

#### 三 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三、第四及び第五に掲げる物品以外のもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。）無税

#### 2 前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるもののうち、当該一の特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないと認められるものがある場合においては、政令で定めるとこにより、当該物品の原産地である特恵受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

#### 3 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税（第一項の規定により課される関税をいう。）について特別の便益を与えることが適當であるものとして政令で定める国（次条において「特別特恵受益国」という。）を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの（関税定率法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）及び同項第一号に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。）で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

#### 4 第一項又は前項の規定の適用を受ける物品の原産地の確認その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（特恵関税等の適用の停止）

#### 第八条の三 特恵受益国等（特別特恵受益国を除く。）を原産地とする前条第一項各号に掲げる物品の輸入が同項各号に定める税率の適用により増加し、その輸入が、これと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間並びに必要があるときは国又は地域を指定し、同項の規定の適用を停止することができ

#### 2 前項の規定は、特別特恵受益国を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの（関税定率法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。）

について準用する。この場合において、前項中「同項各号に定める税率」とあるのは「前条第一項又は第三項の規定による税率」と、「同項の規定」とあるのは「同条第一項又は第三項の規定」（等）の規定による関税についての便益を適用する場合において、当該貨物が特恵受益国等を原産地とする物品（以下この項において「特恵受益国等原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

二 特恵受益国等の権限ある当局（特恵受益国等から輸出される貨物が特恵受益国等原産品であることの証明する書類の発給に關して権限を有する機関をいう。以下この条において同じ。）又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

（特恵受益国等原産品であることの確認）

第八条の四 税関長は、輸入申告がされた貨物について、第八条の二第一項又は第三項（特恵関税等）の規定による関税についての便益を適用する場合において、当該貨物が特恵受益国等を原産地とする物品（以下この項において「特恵受益国等原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

二 特恵受益国等の権限ある当局（特恵受益国等から輸出される貨物が特恵受益国等原産品であることの証明する書類の発給に關して権限を有する機関をいう。以下この条において同じ。）又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

（特恵受益国等原産品であることの確認）

第八条の五 第二条及び第八条の二に規定する物品に対する関税定率法第六条第一項若しくは第二項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項若しくは第二項又は第九条第一項、第四項若し

（暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用）

くは第八項の規定の適用については、これらの規定中「別表の税率」とあるのは、「別表の税率（関税暫定措置法第二条、第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の六第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用される税率）」とする。

2 関税定率法第九条の二の規定は、別表第一において税率が一定の数量を限度として定められている物品のうち政令で定めるものについて準用する。

（経済連携協定に基づく関税割当制度）

**第八条の六** 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもの（次項に規定する物品を除く。）については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもののうち輸出国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該経済連携協定の我が国外以外の締約国が発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）

**第八条の七** 加工又は修繕（政令で定めるものを除く。）のため本邦から経済連携協定の我が国外への締約国に輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超えて税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物については、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

（經濟連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）

**第九条** 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率（以下「軽減税率」という。）が定められているもので政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

（経済連携協定における関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で政令で定めるものについて、その譲許の便益の適用を受けるようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。）

**第九条の二** 経済連携協定における関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）が税關の監督の下で飼料の原料として使用するものであることを要件としている物品のうち、次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税關長の承認を受けた飼料工場で当該各号に規定する製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、譲許の便益を適用する。

（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）

**第九条の二** 経済連携協定の規定に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）が税關の監督の下で飼料の原料として使用するものであることを要件としている物品のうち、次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税關長の承認を受けた飼料工場で当該各号に規定する製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、譲許の便益を適用するための関税定率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品

2 税關長は、前項の経済連携協定又はこの法律若しくは関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、同項の承認をしなければならない。

3 第一項の規定により譲許の便益の適用を受ける場合においては、税關長は、税關の監督の下で第一項の規定により譲許の便益の適用を受ける場合においては、税關定率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税定率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額を提供させることができる。

4 第一項各号に規定する製造を行ふに際しては、税關長が同項の規定により譲許の便益の適用を受けた原料品（以下この条において「製造用原料品」という。）による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除くほか、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税關に届け出て、その都度又は隨時、その製品について検査を受けなければならない。

6 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、又は当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税關長の承認を受けたときは、この限りでない。

7 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、税關の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税を、直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により失失した場合又は税關長の承認を受けて滅却された場合には、その関税を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質・損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合は、関税定率法第十条第一項（変質・損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一 第一項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで製造用原料品を当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に第五項の規定による届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。

二 第一項の規定により税關長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

8 第一項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延べ面積、承認の期間及び当該製造工場に係る税關の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税關に納付しなければならない。

（用途外使用等の制限）

**第十一条** 第四条の規定により関税の免除を受け、又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品は、その輸入の許可の日から二年以内に、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税關長の承認を受けたときは、この限りでない。

（用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収）

**第十二条** 第一項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税を直ちに徴収する。この場合において、当該承認を受けた物品につき使用による減耗、変質その他やむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税定率法第十条第一項（変質又は損傷による減税）の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一 第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、その免除を受けた額

二 第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品については、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率又は当該譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額

（関税の免除等を受けた物品の転用）

一 第十二条の規定により関税の免除を受けた物品については、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額との差額

条の「第一項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供され、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡される場合」について準用する。

(更正の請求の特例)

**第十二条の二 納税申告**（関税法第七条第一項（申告）の規定による申告又は同法第七条の十四第一項（修正申告）の規定による修正申告をいう。以下この条において同じ。）をした者は、当該納税申告に係る貨物（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされる貨物に限る。）について環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることにより、当該納税申告に係る納付すべき税額（当該税額に関する同法第七条の十六第一項又は第三項（更正及び決定）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該納税申告に係る税額（当該税額に関する更正があつた場合には、当該更正後の税額）について同法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

（賦課決定の請求）

**第十二条の三 関税法第六条の二第一項第二号（税額の確定の方式）**に規定する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、同法第八条第一項（賦課決定）の規定により、税関長が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しないで当該貨物（環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされる貨物に限る。）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日（同号ロに規定する郵便物にあっては、日本郵便株式会社から交付された日）から一年以内に限り、政令で定めることにより、税関長に対し、当該決定に係る納付すべき税額（同条第三項の規定による決定をされることは、当該決定後の税額）が過大となるときは、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額（同条第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき旨をその請求をした者に通知する。）について調査した場合において、税関法第八条第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 第一項の請求に基づく賦課決定と、「その更正の請求」とあるのは、「その請求」と、「当該更正」とあるのは、「当該決定」とする。

(經濟連携協定に基づく締約国原産品であることの確認)

**第十二条の四 税関長**は、輸入申告がされた貨物について、經濟連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益を適用する場合において、当該貨物が当該經濟連携協定の規定に基づき協定締約国の原産品とされるもの（以下この項において「締約国原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、当該經濟連携協定の規定に基づき、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

二 協定締約国の権限ある当局（協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をできる者の認定に関して権限を有する機関

をいう。第四号において同じ。）、協定締約国の税關當局（関税法、関税定率法その他の関税に関する法律に相当する協定締約国の法令を執行する当局をいう。）又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

四 協定締約国の権限ある当局に対し、当該協定締約国の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が國の税關職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

五 その他当該經濟連携協定に定める方法

2 前項第二号の質問又は求めは、当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

3 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、經濟連携協定の規定に基づき、同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの方者が所在する協定締約国が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

4 税関長は、その職員に環太平洋包括的及び先進的協定第四章（繊維及び繊維製品）附屬書四一A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に掲げる品目に該当する貨物について第一項第三号の調査をさせようとする場合において、当該調査の対象となる貨物に係る申告の内容その他税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、当該貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるものであるかどうかの把握を困難にするおそれがあると認めるときは、前項の規定にかかるらず、同項の規定による通知を要しない。

5 第一項第四号の求めは、協定締約国が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

6 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、經濟連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けようとする貨物について、当該經濟連携協定の規定に基づき、当該譲許の便益を与えないことができる。

一 当該貨物が当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二 当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。

三 第一項第二号の質問又は求めを行つた場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

四 協定締約国又は第一項第三号の輸出者若しくは生産者が同号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五 第一項第四号の求めを行つた場合において、協定締約国が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに係る資料が十分でないとき。

六 その他經濟連携協定に定める事項に該当するとき。

7 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、当該經濟連携協定の規定に基づき、その結果の内容（その理由を含む。）を当該確認の相手方となつた者（当該經濟連携協定に定める者に限る。）に通知するものとする。

(環太平洋包括的及び先進的協定に基づく調査)

**第十二条の五 税關長**は、環太平洋包括的及び先進的協定第四章（繊維及び繊維製品）附屬書四一A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に掲げる品目に該当する貨物の輸入に関し、関税法、関税定率法その他の関税に関する法律に違反する行為があると疑うに足りる事實がある場合において、その事實の確認をするために必要があるときは、環太平洋包括的及び先進的協定の規

定に基づき、その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類類の他の物件を調査させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は税関長がその職員に前項の調査をさせようとする場合について

て、同条第七項の規定は前項の確認をした場合について、それぞれ準用する。この場合においては、同条第三項中の「同号の輸出者若しくは生産者又はこれらとの該貨物が環太平洋協定締約国」とあるのは、「次条第一項の輸出者又は生産者」と、同条第四項中「これらの該貨物が環太平洋協定及び先進的協定の規定に基づき環太平洋生産者並びに先進的協定の原産品とされるもの」とあるのは、「関税

法、閑税定率法その他の閑税に關する法律に違反する行為」と読み替えるものとする。  
(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)

2 税関職員は、前項の規定により職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

**第十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

一 第九条の二第六項の規定に違反して同項の製造用原料品を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

二 第十条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

**第十七条** 第十五条第一項において準用する関税法第二百五条第一項第五号（製造用原料品等に係る税關職員の権限）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産について、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

**第十九条** 関税法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定は、前三条の犯則事件の調査及び処分について準用する。  
（犯則事件の調査及び処分）

**附 則**  
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。  
**附 則 (昭和三十六年三月三一日法律第二十七号)**  
抄  
この法律は、昭和三十六年三月三日法律第二十七号の規定によつて、昭和三十六年三月三日より施行する。

この法律は、昭和三十七年三月三日法律第五二号（昭和三十七年三月三日法律第五二号）施行する。

**附 則**（昭和三八年三月三一日法律第六八号）抄  
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法第十三条、第十七条第三項、第十七条の二第三項、第十八条及び第十九条の改正規定、第二条中関税法第八

条、第十一條及び第一百七十七条の改正規定並びに同法に第一百二十二条の二の規定を加える改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第七条第二項の改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

1 1  
この法律は 昭和三十九年四月一日から施行する。  
**附 則** (昭和四十年四月一日法律第三〇号)  
この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。  
**附 則** (昭和四一年三月三日法律第三八号)  
抄

1  
この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。  
**附 則（昭和四一年三月二一日法律第七号）抄**  
この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四二年五月二七日法律第一一號）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。  
附 則（昭和四十三年三月三〇日法律第五号）抄  
この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。  
**附 則**（昭和四年三月三一日法律第七号）抄  
(施行期日)

**附 則** (昭和四五年三月二七日法律第五号)  
この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

**附 則** (昭和四五年四月二四日法律第三二号) 抄

1 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。  
一 第二条中第七条の七の次に一条を加える改正規定 昭和四十五年七月一日

定措置法の改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第七条の七に一項を加える改正規定、第八条の二の改正規定 (同条第二項の改正規定を除く。)、同条を第八条の五とし、第八条の次に三条を加える改正規定及び別表の改正規定 (別表第二から別表第四までに係る部分に限る) 昭和四十六年十月一日までの間において政令で定める日

二 第七条の八第一項の改正規定 (三三百円) を「五百円」に改める部分に限る) 昭和四十六年十一月一日

**附 則** (昭和四七年三月三一日法律第六号) 抄

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第六条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) **附 則** (昭和四七年一月十五日法律第一二五号) 抄

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同日から起算して十五日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置) **第三条** 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) **附 則** (昭和四九年三月三〇日法律第一八号) 抄

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置) **第三条** この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法 (以下「旧暫定法」という) 第一条、第七条第一項、第七条の三第一項又は第七条の四第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) **附 則** (昭和四九年三月三〇日法律第一八号) 抄

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法 (以下「旧暫定法」という) 第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の規定により関税の軽減若しくは免除を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一第二七・〇九号の(1)若しくは第二七・一〇号の(1)に掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の二第二項若しくは第三項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 昭和五十二年四月一日から同年六月三十日までの間に (改正後の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定の適用を受ける者がこの法律の施行前に旧暫定法第七条の二第三項の規定の適用を受けた者である場合には同年八月三十一日までの間に) 改正後の関税暫定措置法第七条第四項、第七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合は、これららの規定中「五百三十円」として、これらの規定中「五百二十円」とあるのは、「五百三十円」として、これららの規定を適用する。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) **附 則** (昭和五三年三月四日法律第五号) 抄

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定

は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中関税率別表の付表の改正規定 (同付表第一号の第二欄の(2)のB及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る) 及び第二条中関税暫定措置法別表第五の改正規定 (同表の第二欄の(1)のD、(2)のB、(3)のG及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る) 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律

(昭和五十三年法律第三十一号) 第一条中酒税法第二十二条の改正規定が施行されることとなつた日

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の四第三項又は第七条の五第一項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

(附則に対する経過措置) **第七条** この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の四第三項又は第七条の五第一項の規定により関税の還付及びこの附則の規定によりなおその効力を有するものとされる旧定率法、旧暫定法又は旧関税法の規定に係る物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の四第三項又は第七条の五第一項の規定により関税の還付及びこの附則の規定によりなおその効力を有するものとされる旧定率法、旧暫定法又は旧関税法の規定に係る物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) **附 則** (昭和四九年五月二五日法律第五八号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (昭和五〇年三月三一日法律第一七号)  
この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

**附 則** (昭和五一年三月三一日法律第六号)

1 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。  
2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和五一年一月九日法律第一号) 抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

**附 則** (昭和五一年三月三一日法律第六号)

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

**附 則** (昭和五一年三月三一日法律第六号)



項、物品税法第四十四条第一項、トランプ類税法第三十七条第一項、入場税法第二十五条第一項、取引所税法第十六条後段、第十七条第一項、第十七条ノ二第一項若しくは第十八条後段、関税法第百十条第一項から第三項まで、関税暫定措置法第十二条第一項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第一項又は輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第二十三條第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和五七年三月三一日法律第九号）

（施行期日）

- この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。
- この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。
- この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和五八年三月三一日法律第一二号）抄

（施行期日）

- この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一一部改正に伴う経過措置）

- この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。
- （関税暫定措置法の一一部改正に伴う経過措置）

#### 附 則（昭和五八年五月二十四日法律第五三号）抄

（施行期日）

- この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和五九年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

- この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

#### 附 則（昭和五九年四月一三日法律第一四号）抄

（施行期日）

- この法律は、公布の日から施行する。

（関税暫定措置法の一一部改正に伴う経過措置）

- この法律の施行日前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項第二号の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。
- 第三条の規定による改正前の関税暫定措置法別表第一の四に掲げる物品のうち、同条の規定による改正後の関税暫定措置法別表第一の四に掲げる物品に該当しないもので施行日前に輸出されたものに係る関税暫定措置法第八条第一項の規定による関税の軽減については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和五九年五月二四日法律第五三号）抄

（施行期日）

- この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和五九年四月一三日法律第一四号）抄

（施行期日）

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中酒税法第二十二条の改正規定並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、昭和五十九年五月一日から施行する。

（罰則に係る経過措置）

#### 第六条

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和五九年八月一〇日法律第七一号）抄

（施行期日）

- この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和六〇年三月三〇日法律第一〇号）

（施行期日）

- この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（政令への委任）

#### 第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則（昭和六〇年三月三〇日法律第一〇号）

（施行期日）

- この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けられることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。
- この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和六〇年一二月二〇日法律第九六号）抄

（施行期日）

- この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

- この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条の七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第一第二七・一〇号の（一）の（二）の（b）の（1）若しくは（2）、第二七・一一号の（2）の（i）、第三八・一九号の五の（三）の（1）又は第七八・〇一号の（一）の（二）のAに掲げる物品については、なお従前の例による。
- この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和六一年三月三一日法律第一五号）

（施行期日）

- この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一一部改正に伴う経過措置）

- この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和六一年三月三一日法律第一三号）抄

（施行期日）

- この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法別表第三第七六・〇一号を削る改正規定は、昭和六十三年一月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一一部改正に伴う経過措置）

- この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項第三号の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和六一年三月三一日法律第一三号）抄

（施行期日）

- この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法別表第三第七六・〇一号を削る改正規定は、昭和六十三年一月一日から施行する。

## (罰則に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（昭和六二年六月二〇日法律第八〇号）抄

## (施行期日等)

**第一条** この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約（次項において「品目表条約」という。）の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

**（関税暫定措置法の一改正に伴う経過措置）**

**第二条** この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締約政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

**第三条** 第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

## (関税暫定措置法の一改正に伴う経過措置)

**第三条** この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第八条の七の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

## (罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（昭和六一年九月二五日法律第九六号）抄

## (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

## 附 則（昭和六三年三月三一日法律第五号）抄

## (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法第七条第一項及び第七条の二第一項の改正規定、同法第七条の三の見出し及び同条第一項から第四項までの改正規定並びに同法別表第一（A）第二七・〇九項を削る改正規定及び同表第二七一〇・〇〇号の改正規定（六四〇円）を「五三〇円」に改める部分に限る。は、昭和六十三年八月一日から施行する。

## (特定の期間において適用すべき新暫定法別表第一（A）第二七一〇・〇〇号に掲げる物品に対する税率)

**第二条** 昭和六十三年四月一日から同年七月三十一日までの間ににおいては、第二条の規定による改正後の関税暫定措置法（以下「新暫定法」という。）別表第一（A）第二七一〇・〇〇号中「四六円」とあるのは、「五六円」として、新暫定法第二条の規定を適用する。

## (関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 昭和六十三年四月一日から同年七月三十一日までの間ににおいては、第二条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第七条第一項、第七条の二第一項又は第七条第三項若しくは第四項中「昭和六十三年三月三十一日」とあるのは、「昭和六十三年七月三十一日」として、これらの規定を適用する。

## (新暫定法第七条第一項、第七条の二第一項又は第七条の三第四項の規定は、昭和六十三年八月一日以後に輸入された関税納付済み原油等（新暫定法第七条第一項に規定する関税納付済み原油等をいう。以下同じ。）による関税の還付については、なお従前の例による。)

**第二条** この法律の施行前に旧暫定法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができる

## (こととなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。)

**第三条** この法律の施行前に旧暫定法第七条の四第一項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この法律は、平成二年三月三一日法律第一七号）抄

## (施行期日)

**第一条** この法律は、平成二年四月一日から施行する。

## (関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第六条の二若しくは第六条の三の規定により関税の免除を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一（A）第一〇〇五・九〇号に掲げるとうもろこしのうちボップコーンの製造に使用するもの（爆裂種のものに限る。）については、なお従前の例による。

**第三条** この法律の施行前に旧暫定法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができる

## (こととなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。)

**第二条** この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品又は

## (関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

**第三条** この法律の施行前に旧暫定法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができる

## (こととなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。)

**第二条** 新暫定法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

## (新暫定法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。)

5 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一（A）第八四二七・一〇号若しくは第八四二七・二〇号又は旧暫定法別表第一（B）第二七一一・一二号の（1）、第二七一一・一三号の（1）、第二七一一・一四号の（2）の（i）若しくは第二七一一・一九号の（1）の（i）に該当する物品については、なお従前の例による。

## 附 則（昭和六三年一月三〇日法律第一〇九号）抄

## (罰則に関する経過措置)

**第一条** この法律の施行前にした行為及び前条第二項から第五項までの規定により従前の例によることとされる関税の還付若しくは軽減又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（昭和六三年一月三〇日法律第一〇九号）抄

## (罰則に関する経過措置)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

## 第一及び二略

## 三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

## イからりまで 略

**第一条** この法律は、当該各号に定められた日から施行する。

## ヌ 附則第八十二条及び第八十三条の規定、附則第八十四条の規定（災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第七条第一項及び第二項の改正規定に限る。）並びに附則第八十六条から第百九条まで及び第百十一条から第百十五条までの規定

## 一及び二略

## 三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

## イからりまで 略

**第一条** この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

## 一 第三条中関税暫定措置法別表第一（A）第二〇〇二・九〇号の改正規定、同表第二〇・〇九項を削る改正規定及び同表第二一・〇三項中第二一〇三・二〇号を削る改正規定 平成元年七月一日

## 二 第三条中関税暫定措置法第七条の五の次に一条を加える改正規定及び同法別表第一中「暫定関税率表（第二条）」の下に「第七条の六、第八条」を加える改正規定（「第七条の六」を加える部分に限る。）並びに附則第七条の規定 平成三年四月一日

## (関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第六条の二若しくは第六条の三の規定により関税の免除を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一（A）第一〇〇五・九〇号に掲げるとうもろこしのうちボップコーンの製造に使用するもの（爆裂種のものに限る。）については、なお従前の例による。

## (罰則に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行前に旧暫定法第七条の四第一項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品について

は、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一（A）第二七一〇・〇〇号の一の（二）のCの（b）の（1）に掲げる揮

发油のうちアンモニアの製造に使用するもの

二 旧暫定法別表第一（A）第六九〇九・一一号の（1）及び第六九〇九・一九号の（1）に掲

げる物品

三 旧暫定法別表第一（A）第八四一四・四〇号の（2）並びに第八四一四・八〇号の（1）の

（i）及び（2）に掲げる物品

四 旧暫定法別表第一（A）第八四一五・八二号の（2）の（i）に掲げる物品並びに第八四一

五・九〇号に掲げる部分品のうち主として税関空港において航空機内の空気の温度及び湿度の

調整に使用する機器のもの

五 旧暫定法別表第一（A）第八四二五・一一号、第八四二五・一九号、第八四二五・三一号、

六 旧暫定法別表第一（A）第八四二五・四九号及び第八四二五・四九号、

第七八四二六・九一号及び第八四二六・九九号に掲げる物品

七 旧暫定法別表第一（A）第八四二七・九〇号に掲げる物品

八 旧暫定法別表第一（A）第八四二八・二〇号、第八四二八・三二号の（1）、第八四二八・

三三号、第八四二八・三九号及び第八四二八・九〇号の（1）に掲げる物品

九 旧暫定法別表第一（A）第八四三一・一〇号、第八四三一・二〇号、第八四三一・三九号及

び第八四三一・四九号の（1）に掲げる物品

十 旧暫定法別表第一（A）第八六〇九・〇〇号に掲げる物品

十一 旧暫定法別表第一（A）第八七〇一・二〇号及び第八七〇一・九〇号の（2）に掲げる

物品

十二 旧暫定法別表第一（A）第八七〇九・一一号、第八七〇九・一九号及び第八七〇九・九〇

号に掲げる物品

十三 旧暫定法別表第一（A）第八七一六・三一号、第八七一六・三九号、第八七一六・四〇号

及び第八七一六・九〇号に掲げる物品

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後による改定により従前の例による

こととされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（平成三年三月三〇日法律第一七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成四年一月一日から施行する。

二 第二条中関税暫定措置法別表第一（A）第〇三・〇五項から第〇三・〇七項まで、第〇四・〇三項、第〇四〇四・一〇号、第〇四〇六・一〇号、第〇九・〇二項、第〇九・〇九項、第一五・一九項、第一八〇六・二〇号、第二二〇六・〇〇号、第三五・〇二項、第三八〇六・一〇号、第三八〇九・九一号、第四二・〇二項、第五九一一・一〇号、第六一・〇四項、第六四・〇六項、第七三〇八・四〇号、第八二〇一・五〇号、第八四・一六項、第八四一八・五〇号、第八四・七〇項、第八五・二一項、第八五・二八項、第八七・〇二項、第九〇・一二五項、第九〇・一二九項及び第九五・〇六項の改正規定、同表（B）第一五・一九項、第三三〇六・〇〇号、第二八・一八項、第二八五〇・〇〇号、第三八〇九・九一号及び第三八〇九・九九号の改正規定、同号を同表（B）第三八〇九・九三号とする改正規定、同表（B）第四一・〇二項、第六二〇・三〇号、第五九一一・一〇号、第六二・〇四項、第六三・〇六項、第九五・〇六項及び第九六〇三・一二号の改正規定、同法別表第二第〇三・〇五項から第〇三・〇七項ま

で、第〇九・〇二項、第〇九・〇九項、第一五・一九項、第一八〇六・二〇号及び第二二〇六・〇〇号の改正規定、同法別表第三第三五・〇二項、第四二・〇二項、第六一・〇四項及び第六二・〇四項の改正規定並びに同法別表第四第六四・〇六項の改正規定

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第四条の規定により関税の軽減について適用し、施行日前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、施行日前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成六年三月三一日法律第二七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施

(施行期日)

**第一条** この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第三条、第四条(別表第一(A))を「別表第二」に改める部分に限る。、第五条及び第六条の規定は、平成七年四月一日(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該効力を生ずる日以後の政令で定める日)から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 第五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の関税暫定措置法第三条又は第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第七条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行前にした行為並びに附則第三条及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第八条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成七年三月三一日法律第五六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下この条において「旧暫定法」という。)第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第一七〇二・九〇号の四の(二)に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第一三〇八・四〇号に掲げる物品

三 旧暫定法別表第一第一七一〇・〇〇号の一の(二)のCの(b)の(1)に掲げる揮発油のうちガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの

四 旧暫定法別表第一第一八二六・二〇号に掲げる物品

(罰則に関する経過措置)

**第三条** この法律の各改正規定の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成八年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

**第三条** 第三条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、施行日前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成八年五月二九日法律第五三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第四十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成九年三月二六日法律第五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法(次項において「旧暫定法」という。)第六条第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

**第二条** この法律の施行前に旧暫定法第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができるようになつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第五条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

**第一条** この法律は、平成九年五月三一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月三一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月三一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月三一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月三一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月三一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月三一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月三一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月三一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年二月一日から施行する。

**附 則** (平成十二年二月一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年二月一日から施行する。

**附 則** (平成十二年二月一日法律第六二号) 抄



6 旧暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認は、新暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認とみなす。

7 この法律の施行前に旧暫定法第十条の四第一項の規定により関税の免除を受けた物品についてとされる関税の軽減又は物品に係るこの法律の施行後も、なおその効力を有する。

第三条 (罰則に関する経過措置) この法律の施行前にした行為及び前条第四項又は第五項の規定により從前の例によることは、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年一二月四日法律第一二六号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日法律第一一号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年七月四日法律第一〇三号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一五号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一〇三号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十七年三月三日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一七号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略  
三 第五条中関税暫定措置法第七条の五第一項第一号及び第二号の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第七条の六第一項第一号及び第二号の改正規定並びに同条第二項の改正規定(輸入数量)の下に「(第八条の七第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。第七項において同じ。)」を加える部分に限る。) 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日 (罰則に関する経過措置)

第五条 中関税暫定措置法第七条の五第一項第一号及び第二号の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第六条第五項の改正規定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第十条及び附則第十一条の規定 平成十七年十月一日

三 第五条中関税暫定措置法第七条の五第一項第一号及び第二号の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第六十九条の二第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第六十九条の三の改正規定、同法第六十九条の四の改正規定、同法第六十九条の五の改正規定、同法第六十九条の六第八項第一号の改正規定、同法第六十九条の八第一項第十号の改正規定、同法第六十九条の七の改正規定(「前条第十項」を「第六十九条の六第十項(輸出差止申立てに係る供託等)」に改める部分を除く。)、同法第七十五条の改正規定(農林水産大臣)を「農林水産大臣」等に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分に限る。) 及び同法第一百八条の四の改正規定(「及び第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「同号」を同項第三号及び第四号に改める部分に限る。) 並びに第十条の規定並びに附則第三条の規定及び附則第十三条の規定 平成十九年一月一日

四から六まで 略  
一 第三条中関税法の目次の改正規定(第四十一条の二)を「第四十一条の三」に改める部分を除く。)、同法第二条第一項第四号の二の改正規定、同法第六条の二第一項第二号への改正規定、同法第七条の五第一号ニの改正規定及び同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号の次に次のように加える改正規定、同法第七条の六第四項の改正規定、同法第七条の九の次に一条を加える改正規定及び同法第八条の七の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条の規定 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日

第一項第三号の改正規定、同法第二章第四節の一中第十二条の三の次に一条を加える改正規

## (関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第四条** この法律の施行前に第九条の規定による改正前の関税暫定措置法（次項において「旧暫定法」という。）第六条第一項又は第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができるこ  
ととなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

二 この法律の施行前に旧暫定法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

- 一 旧暫定法別表第一第二七〇九・〇〇号の（1）に掲げる物品
- 二 旧暫定法別表第一第二七一〇・一九号の一の（三）のAの（1）及びBの（1）に掲げる物品

## (罰則に関する経過措置)

**第六条** この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（平成一八年一二月八日法律第一〇五号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律中第七条の十の次に一条を加える改正規定、第八条の八の次に一条を加える改正規定及び附則第一条の規定は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から、その他の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又は平成十九年四月一日のいずれか早い日から施行する。

## 附 則（平成一九年三月三一日法律第二〇号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十五条の二を同法第十五条の三とし、同法第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第八条の四から第百九条の二までの改正規定、同法第一百十三条の三から第百十四条までの改正規定、同法第一百十四条の二の改正規定（同法第九号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第一百十五条の改正規定、同法第一百十五条の二の改正規定（該当する者は、「」の下に「一年以下の懲役又は」を加える部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十二条から第百十八条までの改正規定及び同法第一百三十六条の二の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第十七条の改正規定並びに附則第十一条中通関業法（昭和四十二年法律第一百二十二号）第六条の改正規定及び附則第十三条の規定 平成十九年六月一日

## 二 略

三 第二条中関税法第四条の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定（当該許可ごとに）を削る部分に限る。）、同法第三十四条の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第五十条から第五十五条までの改正規定、同法第六十一条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十九条の十二の改正規定、同法第七十九条の改正規定、同法第一百一条の改正規定、同法第一百十五条の改正規定並びに同法第一百五十五条の改正規定、同法第三十四条の改正規定（同法第六十二条を「同法第六十一条の四」に改める部分に限る。）及び同法第十三条第一項の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）

四 第二条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定（同法第六十二条を「同法第六十一条の四」に改める部分を除く。）及び同法第八条の六第四項の改正規定（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知」を「郵便物の輸出入の簡易手続の規定による提示」に改める部分に限る。）並びに次条、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条の改正規定、附則第七条中輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定及び同法第十条の改正規定、附則第十一条

中通関業法第二条第一号イの（1）の（四）の改正規定並びに附則第十四条の規定 平成十九年十月一日

## 四 略

五 第三条の規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定（同法第六十二条を「同法第六十一条の四」に改める部分を除く。）及び同法第八条の六第四項の改正規定（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知」を「郵便物の輸出入の簡易手続の規定による提示」に改める部分に限る。）並びに次条、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第九条の改正規定、附則第十条の規定及び附則第十二条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

六 第五条の規定及び附則第九条の規定 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行日のいずれか遅い日

## (関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 平成十九年度に限り、第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の五の規定の適用については、同条第一項第一号中「第八条の六第二項」とあるのは「第八条の六第二項又は関税率法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）第四条の規定による改正前の関税暫定措置法（第三項において「旧暫定法」という。）第八条の七第一項」と、同条第三項中「第八条の六第二項」とあるのは「第八条の六第二項又は旧暫定法第八条の七第一項」とする。

## (罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第五条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第六条** 第二条（附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。）

## 附 則（平成二〇年三月三一日法律第五号）抄

## （施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第四条の規定 生糸の輸入に係る調整等に関する法律（平成二十年法律第十一号）の施行の日

## (罰則に関する経過措置)

**第二条** この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第三条** 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則（平成二一年三月三一日法律第一四号）抄

## （施行期日）

**第一条** この法律は、平成二一年四月一日から施行する。

## (罰則に関する経過措置)

**第二条** この法律（前条に規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。）

（政令への委任）

**第三条** この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（平成二一年三月三一日法律第一三号）抄



で定める日」とあるのは、「政令で定める日とし、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日とする。」とする。

**(罰則に関する経過措置)** 第八条に規定する行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合ににおける施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**  
**第九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経

（調整規定期）は、政令で定めることとする。

**第十九条** 現太平洋ハートナーリーシンガ協定が日本国について効力を生ずる日が現太平洋ハートナーリーシングに関する包括的協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合に、は、第一項をもつてこの間にひがいの間で別に協定をなすときは、この間に締結する二回の交換文書のうちの最初の文書に依り、は、この協定を締結する。

四条の二十七回の表の下欄に掲げる用語検定指置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句はそれと同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の五の改正規定 第七条の五第一項第一号中「經濟上の連携に関する日本国とオーストリア第七条のストラリアとの間の協定（第七条の八及び第九条の二において五を次

「オーストラリア協定」というの規定に基づきオーストラリアように改の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税める。

関長が認めたもの（第七条の八第一項において「オーストリア第七条の原産品」という。）に係る輸入数量及び第八条の六第二項の譲許の五削除

便益の適用を受けるものに係る輸入数量」を「経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを

政令で定めるところにより税関長が認めたものに係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（当

該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたものを除く。)に係る輸入数量(政令

で定める日前の期間に係るものに限る。)との合計数量」に改め  
る。

環太平洋包括的及び先進的協定

の次に一項を加える改  
正規定及び司会と第十

正規定及び同条を第十二条の四とし、同条の二、三、四、五を第十三条の二、三、四、五とし、同条の六を第十四条の二とし、同条の七を第十五条の二とす。

規定 次に一  
条を加える改正

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

協定シツブ

環太平洋包括的及び先進的協定

別表第一の三第〇四〇環太平洋包括的及び先進的協定  
二・一〇号の改正規定

2 前項の場合において、第四条の二のうち次の表の上欄に掲げる関税暫定措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条の規定（同法第七条の五の改正規定に限る。）は、適用しない。

正規定	第十二条の二の改貨物(一)の下に「環太平洋パートナーシップ協定(第十二条の四第四項及び第十二条の五第一項において「環太平洋協定」という。)又は「以下を」。	ツプ協定(第十二条の四第四項及び第十二条の五第一項において「環太平洋協定」という。)又は「以下を」。	環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定
第三条	第一条この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一項の場合において、附則第一条、第二条及び第三条第一項中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とあるのは「環太平洋パートナーシップ協定」と、附則第一条第五号中「附則第三条第三項」とあるのは「附則第三条第二項」と、「環太平洋パートナーシップ協定」とあるのは「環太平洋パートナーシップに關する包括的及び先進的な協定」とする。	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定
第一条	(平成二九年三月三日法律第一三号)抄	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定
二 略	第一条の規定(同条中関税法第二条の四の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第六十九条の二十一の改正規定、同法第七十五条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。)並びに第四条中関税暫定措置法第十五条の改正規定並びに次条第二項の規定、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号。以下この号及び第十四号において「地位協定臨特法」という。)第十二条第三項の改正規定及び地位協定臨特法第十四条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成三十年四月一日	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定
二 (関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)	第一条の規定(同条中関税法第二条の四の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第六十九条の二十一の改正規定、同法第七十五条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。)並びに第四条中関税暫定措置法第十五条の改正規定並びに次条第二項の規定、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号。以下この号及び第十四号において「地位協定臨特法」という。)第十二条第三項の改正規定及び地位協定臨特法第十四条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成三十年四月一日	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定

に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる関税の軽減に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第五条** 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二十九年六月一六日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

(各号に定める日から施行する。)

一 略  
(調整規定)

**第二条** 施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

#### 附 則 (平成三〇年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成三〇年七月六日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第二条** 一次条及び附則第三条の規定 この法律の公布の日又は不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)の公布の日のいずれか遅い日

#### 附 則 (平成三一年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(施行期日)

#### 附 則 (令和二年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第一条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第四条** 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (令和三年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法第七条の九の改正規定、同法第七条の十一第二項の改正規定、同法第七条の十二第一項第二号の改

別表の番号	別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)
関税定率法品名	税率

○三・○三	魚（冷凍したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）
○三・○四	（コロラビス・サイラ）（デカブテルス属のもの）（からふとし）
○三・○五	（マルロトウス・ヴィルロスス）（めかじき）（クシイフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第○三・○三・九一号から第○三・○三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
○三・○六	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）
○三・○七	魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉
○三・○八	肝臓、卵及びしらこ
○三・○九	二たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵
○三・○一〇	○三・○三・その他のもの
○三・○一	二 その他のもの
○三・○二	（一）にしん（ケルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカブテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）のうち
○三・○三	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）
○三・○四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）
○三・○五	すけそだら（テラグラ・カルコグランマ）のうち
○三・○六	すり身
○三・○七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものの限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）

○三・○七	いか（冷凍したもののうちもんごういか、するめいか（トダロデス・パキフィクス）、アメリカおおあかい三（イルレクス属のもの）及びほたるいか（ワタセニア・スキントイルランス）以外のものを除く。）ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料をえたもの）
○四・○一	○四・○一・脂肪分が全重量の一%以下のもの
○四・○二	一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの（うちこの号の一、第○四・○一・二〇号の一及び第○四・○一・五〇号の一の（一）及び（二）に掲げるミルク及びクリーム、第○四・○一・二〇号の一及び第○四・○三・九〇号の一の（一）の（二）、（二）の（二）及び（三）の（2）に掲げるバターミルク等、第○四・○四・九〇号の一の（一）の（1）及び（2）に掲げるミルクの天然の組成から成る物品、第一八〇六・二〇号の一の（二）及び第一八〇六・九〇号の二の（一）のAに掲げるココアを含有する調製食料品、第一九〇一・一〇号の一の（二）及び（二）、第一九〇一・一〇号の一の（二）のA及びBに掲げる調製食料品、第二一〇一・一二号の二の（一）のA及びB並びに第二一〇一・二〇号の二の（一）のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第二一〇六・一〇号の一及び第○四・○一・九〇号の一の（一）及び（二）に掲げる調製食料品について、一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘査して政令で定める数量（以下この項、第○四・○三項、第○四・○四項、第一九・〇六項、第一九・〇一項、第二一・〇一項及び第二一・〇六項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量」という。）以内のもの脂肪分が全重量の一%を超えて六%以下のもの
○四・○三	一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの（うちこの他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの脂肪分が全重量の六%を超えて一〇%以下のもの
○四・○四	一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの（うちこの他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの
○四・○五	一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの（うちこの他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの脂肪分が全重量の三%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの）を除く。）
○四・○六	（二） その他のもののうち

















A	ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上	二%
A	上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）のうち	二%
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
(二) その他のもの		
A 砂糖を加えたもののうち		
チューインガムその他の砂糖菓子及びしょ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの		
一九〇・〇		
麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食		
料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したコ		
コアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するも		
のを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（コ		
コアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含		
用量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
乳幼児用の調製品（小売用にしたものに限る。）		
一 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然		
の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）		
(二) 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもののうち		
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
一 第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地		
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
二〇 一九〇・一		
第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地		
一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは		
裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含		
有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限		
るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓		
生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・		
〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状		
態において全重量の三〇%以上のものに限る。）		
(二) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天		
然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限		
る。）		
A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもののうち		
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
B その他のもののうち		
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール		
若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の		
含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は		
食餌療法用のものを除く。）		

A	米產品、小麦產品（ライ小麦產品を含む。）、大麥產品（裸麥產品を含む。）	二%	
B	及びでん粉のうち、米產品が最大の重量を占めるもののうち	二%	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入す	二	%	
るもの、同法第三〇条の規定による申込みに応じて行う政府の買入れ	二	%	
及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に	二	%	
規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明	二	%	
を受けて輸入されるもの	二	%	
C	米產品、小麦產品（ライ小麦產品を含む。）、大麥產品（裸麥產品を含む。）	二%	
及びでん粉のうち、大麥產品（裸麥產品を含む。）が最大の重量を占めるもの	二	%	
うち	二	%	
D	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入す	二	%
るもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ	二	%	
及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に	二	%	
規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明	二	%	
を受けて輸入されるもの	二	%	
D	米產品、小麦產品（ライ小麦產品を含む。）、大麥產品（裸麥產品を含む。）	二%	
及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	二	%	
(a)	小麦でん粉を含有するもののうち	二	%
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入す	二	%	
るもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ	二	%	
及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に	二	%	
規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明	二	%	
を受けて輸入されるもの	二	%	
(b)	その他のもののうち	二	%
でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	二	%	
砂糖を加えたもの	二	%	
その他のもの	二	%	
(三) 米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうち	二	%	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入す	二	%	
るもの、同法第三〇条の規定による申込みに応じて行う政府の買入れ	二	%	
及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に	二	%	
規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の	二	%	
證明を受けて輸入されるもの	二	%	
その他のもの	二	%	
九〇 一九〇・一			
第一九〇・一			
第一九〇・一			

一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはベレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

(二) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）

A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもののうち  
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの

B その他のもののうち  
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

A 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもののうち  
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもののうち  
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

	二 % 五	二 % 五	二 % 五	二 % 五
--	-------------	-------------	-------------	-------------

（a） 小麦でん粉を含有するもののうち  
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの  
(b) その他のもののうち  
でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの  
砂糖をえたもの

(三) 餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）  
(1) 米の含有量が全重量の三〇%以下のもの  
(i) 砂糖をえたもの  
1 しよ糖の含有量が全重量の一五%以下のもの  
2 その他のもの  
(i) その他のもの  
(2) その他のもののうち  
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの  
2 その他のもの  
(a) 砂糖をえたもの  
(b) その他のもの  
(二) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品  
A 砂糖をえたもの  
（b） その他のもの  
二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいづれかを単に膨脹させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）  
穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品  
二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいづれかを単に膨脹させて又はいつて得た穀物の含有量が全重量の五〇%以上の調製食料品  
(二) 米のもののうち  
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの





その他のもの

その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの  
アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンを  
物性たんぱくを加水分解したもの

二 その他のもの

(二) 米、小麦(ライ小麦を含む) 又は大麦(

A 量が全重量の三〇%を超える調製食料品  
B 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による轉名による申込みに応じて行う政府の買入れ

及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号

に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の正月を受けて輸入されるもの

B 説明を受けて輸入されるもの  
その他のもの

(a) 小麦(ライ小麦を含む。)の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十二条の規定により輸入するもの、司法第四十三条の規定による連名による申込みに芯じて行う政府の買入れ

及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に

規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

(b) 大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうちを受けて輸入されるもの

政府が主要食糧の需給及び價格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入す  
るに、同法第二条の規定による重石による輸入は、(ハシ)に行き支度の買入し

るもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に

規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明

二二 その他のもの  
を受けて輸入されるもの

E その他もの

(a) 砂糖を加えたもの  
ニコニシジンは二の二でくに古有十の次斗の二のうづ

イ  
おたねはんじん又はそのエキスを含有する飲料のもとのうちは  
しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの

ハ その他のもの

I (口) その他もの 小売用の容器入りこしたもので、容器とともに一個の重量が五〇〇グラム以下

のもの  
ハ三ヶ月の行儀をへて、いよいよ、  
のぞむ。

II しょ糖の含有量が全重量の八五%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの）

容器とともに「一個の重量が五〇〇グラム以下」のものは附る。」(成分は変更を加えることなく小売用の容器入りの容器ともの)一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)のする旨が政令でも定める手続も同一証明されたもの及び課税価格(一キログラムにつき一〇〇円)を定めることとする。

三







六四〇三・	その他のもの
一	スリッパその他の室内用履物
(二)	その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの
二	その他のもの
(二)	その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの
六四〇三・	その他の履物 くるぶしを覆うもの
九一	一本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。） (二) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの
六四〇三・	二 その他のもの (二) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの
九九	一本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用 履物を除く。） (二) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの
六四〇三・	二 その他のもの (二) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの
一九	二 その他のもの (二) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの
六四〇四・	二 その他のもの 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲 が紡織用纖維製のものに限る。）のうち 履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他のもの
一九	一 甲に毛皮を使用したもの
六四〇四・	一 甲に毛皮を使用したものの（スリッパを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの
六四〇四・	一 甲に毛皮を使用したものの（コンポジションレザー製のものに限る。）
一	甲に毛皮を使用したものの（スリッパを除く。）
二〇	二 二 %
六四〇四・	四二 %
一	六 %
六四〇四・	一 一 %
一	四 %
六四〇四・	二 二 %
一	四 %
六四〇四・	六 %
一	六 %



(1) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（枝肉に係る基準輸入価格（別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第一号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれぞれこの号の（1）に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの

（3）課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	（2）課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超過、枝肉に係る分岐点価格（枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの号の（3）に定める率（例えば、四・九%の場合〇・〇四九）に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	（1）課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の（3）に定める率（例えば、四・九%の場合〇・〇四九）に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの
額格と輸係きラ一 と課入る枝ムキ の税価基肉にロ 差価格準につグ	円三三銭	一キログラムにつき四一四
額格と輸係きラ一 と課入る枝ムキ の税価基肉にロ 差価格準につグ	円六七銭	一キログラムにつき四〇三
額格と輸係きラ一 と課入る枝ムキ の税価基肉にロ 差価格準につグ	円三九三	一キログラムにつき三九三
額格と輸係きラ一 と課入る枝ムキ の税価基肉にロ 差価格準につグ	円三三銭	一キログラムにつき三八二
額格と輸係きラ一 と課入る枝ムキ の税価基肉にロ 差価格準につグ	円六七銭	一キログラムにつき三七一
額格と輸係きラ一 と課入る枝ムキ の税価基肉にロ 差価格準につグ	円三六一	一キログラムにつき三六一

（2）課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超えて、部分肉に係る分岐点価格（部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の（3）に定める率（例えば、四・九%の場合〇・〇四九）に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第二〇六項において同じ。）以下のもの

きラムにキロ 部 分 肉 つ グ	円八三銭	一キログラムにつき五五二	四・九%
きラムにキロ 部 分 肉 つ グ	円六七銭	一キログラムにつき五三八	四・八%
きラムにキロ 部 分 肉 つ グ	円五〇銭	一キログラムにつき五四四	四・七%
きラムにキロ 部 分 肉 つ グ	円三三銭	一キログラムにつき五一〇	四・五%
きラムにキロ 部 分 肉 つ グ	円一七銭	一キログラムにつき四九六	四・四%
きラムにキロ 部 分 肉 つ グ	円四八二	一キログラムにつき四八二	四・三%



○二〇	三・二二	その他のもの
○六	二・二〇	その他のもの
○六	二・一	（1）課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のも
・三〇	一	（2）課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超えるもの
○二	一	（3）課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの
○六	一	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒ二ーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○六	一	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
二	一	二 その他のもの
二	一	（二） その他のもの
（2）課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超える、部分	（1）課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	（2）課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のも

円 き ラ 一 八 五 キ 三 五 に 錢 二 つ グ	四 ・ 九 %	差 価 格 準 に き ラ 一 額 格 と 輸 係 部 分 に き ラ 一 と 課 入 る 分 に き ラ 一 の 税 価 基 肉 つ グ	円 き ラ 一 八 五 五 三 錢 二 錢 二 つ グ
円 き ラ 一 六 七 錢 五 三 に 八 二 つ グ	四 ・ 八 %	差 価 格 準 に き ラ 一 額 格 と 輸 係 部 分 に き ラ 一 と 課 入 る 分 に き ラ 一 の 税 価 基 肉 つ グ	円 き ラ 一 六 七 錢 五 三 八 錢 二 つ グ
円 き ラ 一 五 ○ 錢 五 二 に 四 一 つ グ	四 ・ 七 %	差 価 格 準 に き ラ 一 額 格 と 輸 係 部 分 に き ラ 一 と 課 入 る 分 に き ラ 一 の 税 価 基 肉 つ グ	円 き ラ 一 五 ○ 錢 五 二 四 錢 一 つ グ
円 き ラ 一 二 三 錢 五 一 に ○ 一 つ グ	四 ・ 五 %	差 価 格 準 に き ラ 一 額 格 と 輸 係 部 分 に き ラ 一 と 課 入 る 分 に き ラ 一 の 税 価 基 肉 つ グ	円 き ラ 一 三 三 錢 五 一 ○ 錢 一 つ グ
円 き ラ 一 一 七 錢 四 九 に 六 一 つ グ	四 ・ 四 %	差 価 格 準 に き ラ 一 額 格 と 輸 係 部 分 に き ラ 一 と 課 入 る 分 に き ラ 一 の 税 価 基 肉 つ グ	円 き ラ 一 四 九 六 一 七 錢 錢 一 つ グ
円 き ラ 一 四 八 錢 四 二 に 二 二 つ グ	四 ・ 三 %	差 価 格 準 に き ラ 一 額 格 と 輸 係 部 分 に き ラ 一 と 課 入 る 分 に き ラ 一 の 税 価 基 肉 つ グ	円 き ラ 一 四 八 二 二 二 つ グ



○二〇 ・四 一〇	○〇 二四 ・	九〇〇 ・二一 一九
（2）課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他甘味料を加えたものに限る。） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。） 別表第一第一〇四〇二・一〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	（1）課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの 豚のもの	その他のもの （肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）

円	き	ラ	一	一	三		九	差	乗	○	税	た	乗	一	入	る	工	き	一		
三	一	ム	キ	%	四		・	額	乗	・	税	額	乗	・	価	基	品	工	ラ	キ	
三	一	〇	に	ロ	及		八	額	じ	・	価	額	じ	・	価	基	品	豚	ム	ロ	
三	一	錢	五	つ	グ	び	%	と	六	格	と	五	格	と	五	格	準	肉	肉	ロ	
円	き	ラ	一	一	三		九	と	得	を	に	課	得	を	に	輸	係	加	タ	ロ	
六	一	ム	キ	%	三		・	額	差	乗	○	税	た	乗	一	入	る	工	き	一	
七	一	〇	に	ロ	及		五	額	額	乗	・	税	額	乗	・	価	基	品	豚	ム	ロ
錢	二	つ	グ	び	.		%	と	六	格	と	五	格	と	五	格	準	肉	肉	ロ	
円	き	ラ	一	四	三		九	差	乗	○	税	た	乗	一	入	る	工	き	一		
一	一	ム	キ	%	二		・	額	額	乗	・	税	額	乗	・	価	基	品	豚	ム	ロ
〇	〇	に	ロ	及			三	と	六	格	と	五	格	と	五	格	準	肉	肉	ロ	
〇	〇	つ	グ	び	.		%	の	得	を	に	課	得	を	に	輸	係	加	タ	ロ	
三	き	ラ	一	五	三		九	差	乗	○	税	た	乗	一	入	る	工	き	一		
三	三	九	ム	キ	%	一	%	額	額	乗	・	税	額	乗	・	価	基	品	豚	ム	ロ
三	七	七	に	ロ	及			と	六	格	と	五	格	と	五	格	準	肉	肉	ロ	
錢	一	つ	グ	び	.			の	得	を	に	課	得	を	に	輸	係	加	タ	ロ	
六	き	ラ	一	七	三		八	差	乗	○	税	た	乗	一	入	る	工	き	一		
七	九	ム	キ	%	〇		・	額	額	乗	・	税	額	乗	・	価	基	品	豚	ム	ロ
錢	四	四	に	ロ	及		八	と	六	格	と	五	格	と	五	格	準	肉	肉	ロ	
円	つ	グ	び	.			%	の	得	を	に	課	得	を	に	輸	係	加	タ	ロ	
〇	〇	つ	グ	び	三		八	差	乗	○	税	た	乗	一	入	る	工	き	一		
円	き	ラ	一	六			・	額	額	乗	・	税	額	乗	・	価	基	品	豚	ム	ロ
一	一	ム	キ	%			五	と	六	格	と	五	格	と	五	格	準	肉	肉	ロ	
三	三	三	に	ロ	及		%	の	得	を	に	課	得	を	に	輸	係	加	タ	ロ	

○  
一  
二  
・  
四  
二  
○  
○  
粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。）  
砂糖その他の甘味料を加えてないもの  
一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの  
(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のもののうち  
を含む。）、義務教育学校、夜間ににおいて授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法第六条の三第九項、第一〇項若しくは第二项に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）のうち別表第一第一〇四〇二・一〇号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

九二〇	別表第一第一〇四〇二・二二号
・四〇	(二) その他のもののうち 別表第一第一〇四〇二・二一號 の一の(二)に掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの
二〇	二 その他のもの (二) 学校等給食用のもの及 び飼料用のもののうち 別表第一第一〇四〇二・二一號 の二の(二)に掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの
○%その他ものうち	(二) その他のもののうち 別表第一第一〇四〇二・二一號 の二の(二)に掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの
○%以下もののうち	(二) 脂肪分が全重量の五%を 超えるもの ○%脂肪分が全重量の三

円 き ラ 一 四 二	円 き ラ 一	円 き ラ 一 三 二	円 き ラ 一 三 二
五 一 ム キ % 四	五 一 ム キ	八 二 ム キ % 九	一 ム キ % 九
○ 一 に ロ 及 錢 一 つ グ び ・	○ 一 に ロ 錢 一 つ グ	三 一 に ロ 及 錢 四 一 つ グ び ・	四 に ロ 及 三 つ グ び ・
円 き ラ 一 八 二	円 き ラ 一	円 き ラ 一 五 二	円 き ラ 一 五 二
一 ム キ % 三	一 ム キ	六 二 ム キ % 八	一 ム キ % 八
○ に ロ 及 九 つ グ び ・	○ に ロ 九 つ グ	七 錢 〇 に ロ 及 九 つ グ び ・	三 に ロ 九 つ グ び ・
円 き ラ 一 二 二	円 き ラ 一	円 き ラ 一 八 二	円 き ラ 一 八 二
五 一 ム キ % 三	五 一 ム キ	五 二 ム キ % 七	一 ム キ % 七
○ 〇 に ロ 及 錢 六 つ グ び ・	○ 〇 に ロ 錢 六 つ グ	〇 〇 に ロ 及 錢 四 一 つ グ び ・	三 に ロ 五 つ グ び ・
円 き ラ 一 五 二	円 き ラ 一	錢 九 つ グ び 二	一 つ グ び 二
一 ム キ % 二	一 ム キ	円 き ラ 一 七	円 き ラ 一 七
○ に ロ 及 四 つ グ び ・	○ に ロ 四 つ グ	三 一 ム キ %	一 ム キ %
三 九 に ロ 及		三 九 に ロ 及	三 に ロ 及
円 き ラ 一 九 二	円 き ラ 一	円 き ラ 一 三 二	円 き ラ 一 三 二
五 一 ム キ % 一	五 一 ム キ	一 二 ム キ % 六	一 ム キ % 六
○ 〇 に ロ 及 一 つ グ び ・	○ 〇 に ロ 錢 一 つ グ	七 九 に ロ 及 錢 四 一 つ グ び ・	二 に ロ 及 七 つ グ び ・
○ つ グ び 二	○ つ グ び	三 〇 つ グ び	〇 つ グ び
円 き ラ 一 六	円 き ラ 一	一 一 〇 つ グ び	一 一 〇 つ グ び
一 ム キ %	一 ム キ %	二 二 〇 つ グ び	二 二 〇 つ グ び
三 に ロ 及	三 に ロ 及	一 一 一 〇 つ グ び	一 一 一 〇 つ グ び

円きラ一三二	円きラ一一三	円きラ一三二	円きラ一三二
一ムキ%九	五一一ムキ%四	八二一ムキ%九	一ムキ%九
一にロ及	〇一一にロ及	三一にロ及	四にロ及
九つグび・	錢一ツグび・	四四つグび・	三ツグび・
円きラ一五二	円きラ一三三	円きラ一五二	円きラ一五二
一ムキ%八	一ムキ%三	六二ムキ%八	一ムキ%八
一にロ及	〇にロ及	七〇にロ及	三にロ及
六つグび・	九つグび・	九九つグび・	九九つグび・
円きラ一八二	円きラ一四三	円きラ一八二	円きラ一八二
一ムキ%七	五一一ムキ%二	五二ムキ%七	一ムキ%七
一にロ及	〇〇にロ及	〇〇にロ及	三にロ及
三つグび・	錢六つグび・	四四つグび・	五つグび・
〇つグび二	円きラ一五三	錢九つグび二	一つグび二
円きラ一七	一ムキ%一	円きラ一七	円きラ一七
一ムキ%	〇にロ及	三一ムキ%及	一ムキ%及
一にロ及	四つグび・	三九にロ及	三にロ及
円きラ一三二	円きラ一七三	円きラ一三二	円きラ一三二
一ムキ%六	五一一ムキ%〇	一一ムキ%六	一ムキ%六
〇にロ及	〇〇にロ及	九一ムキ%及	二にロ及
七つグび・	錢一ツグび・	四四つグび・	七つグび・
円きラ一五二	〇つグび三	〇つグび三	〇つグび三
一ムキ%五	円きラ一六	円きラ一六	円きラ一六
〇にロ及	一ムキ%	二ムキ%	二ムキ%
四つグび・	三にロ及	一にロ及	一にロ及

<p>○三〇四九〇</p> <p>・</p> <p>バター・ミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他の発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない）並びにヨーグルト</p> <p>○三〇四九〇</p> <p>・</p> <p>バター・ミルクパウダーその他固形状の物品のうち</p> <p>○三〇四〇三・九〇号</p> <p>・</p> <p>別表第一第一〇四〇二・九九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>
<p>○三〇四九〇</p> <p>・</p> <p>バター・ミルクパウダーその他固形状の物品のうち</p> <p>○三〇四〇三・九〇号</p> <p>・</p> <p>別表第一第一〇四〇二・九九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>

円	き	ラ	一	三	五	き	ラ	一	三	二
三	一	ム	キ	%	○	六	ム	キ	%	九
三	○	に	ロ	及	錢	二	に	ロ	及	
銭	五	つ	グ	び	.	円	つ	グ	び	.
円	き	ラ	一	三		き	ラ	一	五	二
六	一	ム	キ	%		六	ム	キ	%	八
七	○	に	ロ	及		一	に	ロ	及	
銭	二	つ	グ	び	.	円	つ	グ	び	.
円	き	ラ	一	四	三	五	き	ラ	一	八
	一	ム	キ	%	一	○	五	ム	キ	七
	○	に	ロ	及		錢	九	に	ロ	及
	○	つ	グ	び	.	円	つ	グ	び	.
三	き	ラ	一	五	三	円	つ	グ	び	二
三	九	ム	キ	%	一	き	ラ	一	七	%
銭	七	に	ロ	及		五	ム	キ		
	円	つ	グ	び	.	八	に	ロ	及	
六	き	ラ	一	七	三	五	き	ラ	一	三
七	九	ム	キ	%	○	○	五	ム	キ	六
銭	四	に	ロ	及		錢	六	に	ロ	及
	円	つ	グ	び	.	円	つ	グ	び	.
	○	つ	グ	び	三	き	ラ	一	五	二
円	き	ラ	一	六		五	ム	キ	%	五
	二	ム	キ	%		五	に	ロ	及	
	○	に	ロ	及		円	つ	グ	び	.

○四〇 ・四 一〇		○四〇 ・四 ・		(二) 脂肪分が全重量の二 六%を超えるもののうち バターミルクパウダーその他の 固形状の物品のうち の別表第一第一〇四〇三・九〇号 の一(三)(1)に掲げ る税率の適用を受けるもの以 外のもの		○四〇 ・四 一〇	
ホエイ(濃縮若しくは乾燥を してあるかないか又は砂糖そ の他の甘味料を加えてあるか ないかを問わない)及びミル クの天然の組成分から成る物 品(砂糖その他の甘味料を加 えてあるかないかを問わない ものとし、他の項に該当する ものを除く。)	ホエイ及び調製ホエイ(濃縮 若しくは乾燥してあるかない か又は砂糖その他の甘味料を 加えてあるかないかを問わな い。)	一減菌し、冷凍し、保存に 適する処理をし、濃縮若しく は乾燥をし又は砂糖その他の 甘味料を加えたもの	一脂肪分が全重量の五 以下のものうち	円八三錢 き一四 ラムにつ ラムに 一キロ 及び 三 四	円八三錢 き一三八 ラムにつ ラムに 一キロ 及び 三 四	円八三錢 き一三五 ラムにつ ラムに 一キロ 及び 三 四	円八三錢 き一三二 ラムにつ ラムに 一キロ 及び 三 四
別表第一第一〇四〇四・一〇号 の一(二)に掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	別表第一第一〇四〇四・一〇号 の一(二)に掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	ホエイ(濃縮若しくは乾燥を してあるかないか又は砂糖そ の他の甘味料を加えてあるか ないかを問わない)及びミル クの天然の組成分から成る物 品(砂糖その他の甘味料を加 えてあるかないかを問わない ものとし、他の項に該当する ものを除く。)	ホエイ及び調製ホエイ(濃縮 若しくは乾燥してあるかない か又は砂糖その他の甘味料を 加えてあるかないかを問わな い。)	円八三錢 き一四 ラムにつ ラムに 一キロ 及び 三 四	円六七錢 き二〇九 ラムにつ ラムに 一キロ 及び 三 三	円五〇錢 き二〇〇 ラムにつ ラムに 一キロ 及び 三 二	円三三錢 き一九九 ラムにつ ラムに 一キロ 及び 三 一
別表第一第一〇四〇四・一〇号 の一(二)に掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	別表第一第一〇四〇四・一〇号 の一(二)に掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	ホエイ(濃縮若しくは乾燥を してあるかないか又は砂糖そ の他の甘味料を加えてあるか ないかを問わない)及びミル クの天然の組成分から成る物 品(砂糖その他の甘味料を加 えてあるかないかを問わない ものとし、他の項に該当する ものを除く。)	ホエイ及び調製ホエイ(濃縮 若しくは乾燥してあるかない か又は砂糖その他の甘味料を 加えてあるかないかを問わな い。)	円一七錢 き一九四 ラムにつ ラムに 一キロ 及び 三 〇	円〇円 〇 〇 〇	円一七錢 き二二〇 ラムにつ ラムに 一キロ 及び 三 〇	円一七錢 き一二九 ラムにつ ラムに 一キロ 及び 三 〇







一 キ ラ ム に つ グ	一 キ ロ グ	一 キ ラ ム に つ グ	一 キ ロ グ	一 キ ラ ム に つ グ	一 キ ロ グ
七 錢	三 錢	三 錢	三 錢	三 錢	三 錢
一 キ ラ ム に つ グ	一 キ ロ グ	一 キ ラ ム に つ グ	一 キ ロ グ	一 キ ラ ム に つ グ	一 キ ロ グ
一 キ ラ ム に つ グ	一 キ ロ グ	一 キ ラ ム に つ グ	一 キ ロ グ	一 キ ラ ム に つ グ	一 キ ロ グ
一 キ ラ ム に つ グ	一 キ ロ グ	一 キ ラ ム に つ グ	一 キ ロ グ	一 キ ラ ム に つ グ	一 キ ロ グ

一八一〇一 ・一八一 一〇・	でん粉及びイヌリン でん粉のうち 小麦でん粉のうち 別表第一第一一〇八・一号 に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三 大麦又は裸麦のもののうち 別表第一第一一〇四・二九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	二 米のもののうち 別表第一第一一〇四・二九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一 小麦又はライ小麦のものうち 別表第一第一一〇四・二九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	九 四一 ・一 二〇	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの） その他の穀物のもの	別表第一第一一〇四・一九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの
----------------------	---	---	--	--	------------------	--	-------------------------------------

一 ラ ム キ に ロ つ グ	九 三 銭	き ラ ム 四 三 錢	一 キ ロ う つ グ	一 ラ ム 三 三 銭	キ ロ う つ グ	一 ラ ム 三 三 銭	一 キ ロ う つ グ	一 キ ロ う つ グ
一 ラ ム キ に ロ つ グ	八 七 銭	き ラ ム 四 二 錢	一 キ ロ う つ グ	四 七 銭	き ラ ム 三 〇 錢	一 キ ロ う つ グ	七 七 銭	一 キ ラ ム 七 七 銭
一 ラ ム キ に ロ つ グ	八 〇 錢	き ラ ム 四 一 錢	一 キ ロ う つ グ	七 〇 錢	き ラ ム 二 九 錢	一 キ ロ う つ グ	一 〇 錢	一 キ ラ ム 三 六 銭
一 ラ ム キ に ロ つ グ	七 三 銭	き ラ ム 四 〇 錢	一 キ ロ う つ グ	九 三 銭	き ラ ム 二 八 銭	一 キ ロ う つ グ	一 三 銭	一 キ ラ ム 三 五 銭
一 ラ ム キ に ロ つ グ	六 七 銭	き ラ ム 三 九 錢	一 キ ロ う つ グ	一 七 銭	き ラ ム 五 九 銭	一 キ ロ う つ グ	一 七 銭	一 キ ラ ム 三 四 銭
一 ラ ム キ に ロ つ グ	六 〇 錢	き ラ ム 三 八 銭	一 キ ロ う つ グ	四 〇 錢	き ラ ム 四 九 銭	一 キ ロ う つ グ	二 〇 錢	二 キ ラ ム 三 三 銭

二二 一 六 四 〇	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	肩肉及びこれを分割したもの ハム及びベーコン(滅菌したもの)を除く。 ム(豚の肉又はくず肉及びつみぎから成るものに限る)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類
一一 一 六 四 〇	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	ハム及びベーコン(滅菌したもの)を除く。 ム(豚の肉又はくず肉及びつみぎから成るものに限る)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類

九・八%	差額 の得をに課得をに輸係加つグ た乗○税た乗一入る工きラ一 額じ・価額じ・価基品豚ムキロ とて六格とて五格準に肉にログ の得をに課得をに輸係加つグ	き三九円 八〇銭
九・五%	差額 の得をに課得をに輸係加つグ た乗○税た乗一入る工きラ一 額じ・価額じ・価基品豚ムキロ とて六格とて五格準に肉にログ の得をに課得をに輸係加つグ	き三八円 八〇銭
九・三%	差額 の得をに課得をに輸係加つグ た乗○税た乗一入る工きラ一 額じ・価額じ・価基品豚ムキロ とて六格とて五格準に肉にログ の得をに課得をに輸係加つグ	き三七円 七〇銭
九%	差額 の得をに課得をに輸係加つグ た乗○税た乗一入る工きラ一 額じ・価額じ・価基品豚ムキロ とて六格とて五格準に肉にログ の得をに課得をに輸係加つグ	き三六円 六〇銭
八・八%	差額 の得をに課得をに輸係加つグ た乗○税た乗一入る工きラ一 額じ・価額じ・価基品豚ムキロ とて六格とて五格準に肉にログ の得をに課得をに輸係加つグ	き三五円 五〇銭
八・五%	差額 の得をに課得をに輸係加つグ た乗○税た乗一入る工きラ一 額じ・価額じ・価基品豚ムキロ とて六格とて五格準に肉にログ の得をに課得をに輸係加つグ	き三四円 四〇銭

○一 二 七 ・	九 一 七 ・ 九 ○	一一 一 七 ・ 九 ○	○一 一 七 ・
その他の糖類（化学的に純粹な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない）及びカラメル	その他のもの（その他これらに類するもの）	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしよ糖（固体のものに限る。）	（2）課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの

○一九	○一九	○二・九
・	・	・
麦芽エキス並びに穀粉、ひき 割り穀物、ミール、でん粉又 は麦芽エキスの調製食料品 (ココアを含有するものにあつて は完全に脱脂したココアとし て計算したココアの含有量 が全重量の四〇%未満のもの に限るものとし、他の項に該 当するものを除く) 及び第〇四 四・〇一項から第〇四・〇四四 項までの物品の調製食料品 (ココアを含有するものにあつて は完全に脱脂したココアとし て計算したココアの含有量 が全重量の五%未満のものに 限るものとし、他の項に該 当するものを除く)	麦芽エキス並びに穀粉、ひき 割り穀物、ミール、でん粉又 は麦芽エキスの調製食料品 (ココアを含有するものにあつて は完全に脱脂したココアとし て計算したココアの含有量 が全重量の四〇%未満のもの に限るものとし、他の項に該 当するものを除く)	その他のものの(転化糖並びに その他の糖類及び砂糖の混合物 で果糖を乾燥状態において 全重量の五〇%含有するもの を含む)
一九〇	二砂糖水のうち 分みつ糖のもの	一砂糖のうち 分みつ糖
一九二	生地	穀粉、ミール又はでん粉 の調製食料品(米、小麦、ラ イ小麦、大麦若しくは裸麦の 粉、ひき割りしたものの、ミー ル又はでん粉の調製食料品 (米、小麦、ライ小麦、大麦若 しくは裸麦の粉、ひき割りした ものの、ミール又はでん粉) 製品製造用の混合物及び練り

率	該きり量三二ムキの一三	一三
)	従は低税錢六に口率%四	%四
	量、い率の円つグが(	
	税当とよ従三きラ一そ・	・
率	該きり量七二ムキの三三	三三
)	従は低税錢五に口率%三	%三
	量、い率の円つグが(	
	税当とよ従六きラ一そ・	・
率	該きり量〇二ムキの六三	九三
)	従は低税錢二に口率%〇	%〇
	量、い率の円つグが(	
	税当とよ従六きラ一そ・	・
率	該きり量三一ムキの九二	五二
)	従は低税錢九に口率%七	%八
	量、い率の円つグが(	
	税当とよ従五きラ一そ・	・
率	該きり量七一ムキの一二	七二
)	従は低税錢八に口率%七	%七
	量、い率の円つグが(	
	税当とよ従八きラ一そ・	・
率	該きり量〇一ムキの六二	五二
)	従は低税錢三に口率%四	%四
	量、い率の円つグが(	
	税当とよ従三きラ一そ・	・

ル若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、米菓生地(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)

これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び乳児用又は食餌療法用のものを除く。）  
A 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもののうち  
別表第一第一九〇一・二〇号の一の（二）のAに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログ一キログ  
ラムにつラムにつ  
き六五円き五四円

率の適用を受けるもの以外のもの

九	き	ラ	一		き	ラ	一		き	ラ	一
○	三	ム	キ		三	ム	キ		三	ム	キ
錢	九	に	ロ		六	に	ロ		一	ロ	グ
	円	つ	グ		円	つ	グ		円	つ	グ
八	き	ラ	一		き	ラ	一		四	き	ラ
○	三	ム	キ		三	ム	キ		七	三	ム
錢	八	に	ロ		五	に	ロ		〇	〇	キ
	円	つ	グ		円	つ	グ		円	つ	グ
七	き	ラ	一		き	ラ	一		七	き	ラ
○	三	ム	キ		三	ム	キ		〇	二	ム
錢	七	に	ロ		四	に	ロ		〇	九	キ
	円	つ	グ		円	つ	グ		円	つ	グ
六	き	ラ	一		き	ラ	一		九	き	ラ
○	三	ム	キ		三	ム	キ		三	ム	キ
錢	六	に	ロ		三	に	ロ		钱	二	八
	円	つ	グ		円	つ	グ			八	円
一	き	ラ	一		五	き	ラ		一	き	ラ
七	六	ム	キ		〇	三	ム	キ	七	二	ム
錢	五	に	ロ		錢	五	に	ロ	〇	八	キ
	円	つ	グ			円	つ	グ		〇	七
一	き	ラ	一		四	き	ラ		四	き	ラ
五	ム	キ	ロ		〇	三	ム	キ	〇	二	ム
四	四	ム	キ		钱	四	に	ロ	钱	七	田
円	円	ム	ロ			円	つ	グ			円

○一一  
·九  
九○

元 その他のも  
一 穀粉、ミール又はでん粉  
の調製食料品（米、小麦、ラ  
イ小麦、大麦若しくは裸麦の  
粉、ひき割りしたもの、ミー  
ル若しくはペレット又はでん  
粉の一以上を含有するもので、  
これらの物品の含有量の合計  
が全重量の八五%を超えるも  
のに限るものとし、ケーキミ  
ックス及び乳幼児用又は食餌  
療法用のものを除く）、第〇  
四・〇一項から第〇四・〇四  
項までの物品の調製食料品  
(ミルク)の天然の組成分の含有  
量の合計が乾燥状態において  
全重量の三〇%以上のものに  
限るものとし、加圧容器入り  
にしたホイップドクリームを  
除く。及び餅、だんごその他  
これらに類する米産品（乳幼  
児用又は食餌療法用のものを  
除く。）

(二) 米、小麦、ライ小麦、  
大麦若しくは裸麦の粉、ひき  
割りしたもの、ミール若しく  
はペレット又はでん粉の一以  
上を含有する調製食料品で、  
これらの物品の含有量の合計  
が全重量の八五%を超えるも  
の（ケーキミックス及び乳幼  
児用又は食餌療法用のものを  
除く。）

A 米産品、小麦産品（ライ  
小麦産品を含む。）、大麦産品  
(裸麦産品を含む。) 及びでん  
粉のうち、米産品が最大の重  
量を占めるもののうち  
別表第一第一九〇一・九〇号  
の一の(二)のAに掲げる税  
率の適用を受けるもの以外の  
もの

一キログラムにつき六五円  
一キログラムにつき五四円



○六二〇二 ・二六一 九〇	○四一 ・九〇	○四一 ・九〇	○四一 ・九〇
その他のもの 米のもののうち の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	その他のもの 米のもののうち の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	その他のもの 米のもののうち の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	ブルガー小麦のうち 別表第一第一九〇四・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの
調製食品品（他の項に該当するものを除く。）	大麦又は裸麦のもの のうち 別表第一第一九〇四・九〇号 の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	小麦又はライ小麦のもの のうち 別表第一第一九〇四・九〇号 の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	ラムにつづ 一キログ 二〇銭
二七 錢	二七 錢	二七 錢	二七 錢
二七 錢	二七 錢	二七 錢	二七 錢
五三 錢	五三 錢	五三 錢	五三 錢
八〇 錢	八〇 錢	八〇 錢	八〇 錢
七 錢	七 錢	七 錢	七 錢
三三 錢	三三 錢	三三 錢	三三 錢
六〇 錢	六〇 錢	六〇 錢	六〇 錢











四五	関税率表第一〇〇八・六〇号の二に掲げる物品
四五	関税率表第一一〇一・〇〇号に掲げる物品のうち グルタミン酸ソーダ製造用のもの
四六	関税率表第一一〇一・〇〇号に掲げる物品のうち グルタミン酸ソーダ製造用のもの
四七	関税率表第一一〇一・〇〇号に掲げる物品のうち グルタミン酸ソーダ製造用のもの以外のもの
四八	関税率表第一一〇二・九〇号の一に掲げる物品
四九	関税率表第一一〇二・九〇号の二に掲げる物品
四九	関税率表第一一〇二・九〇号の三に掲げる物品
五〇	関税率表第一一〇三・一一号に掲げる物品
五一	関税率表第一一〇三・一九号の一に掲げる物品
五一	関税率表第一一〇三・一九号の二に掲げる物品
五二	関税率表第一一〇三・一九号の三に掲げる物品
五二	関税率表第一一〇三・一九号の四に掲げる物品
五三	関税率表第一一〇三・一九号の五に掲げる物品
五三	関税率表第一一〇三・一九号の六に掲げる物品
五四	関税率表第一一〇三・二〇号の三の(二)に掲げる物品
五四	関税率表第一一〇三・二〇号の四に掲げる物品
四五	関税率表第一一〇三・二〇号の五に掲げる物品
五六	削除
五七	関税率表第一一〇四・一九号の一に掲げる物品のうち 小麦のもの
五八	関税率表第一一〇四・一九号の一に掲げる物品のうち ライ小麦のもの
五九	関税率表第一一〇四・一九号の二の(二)に掲げる物品
五九	関税率表第一一〇四・一九号の三に掲げる物品
六〇	関税率表第一一〇四・一九号の四に掲げる物品のうち 小麦のもの
六一	関税率表第一一〇四・二九号の一に掲げる物品のうち ライ小麦のもの
六一	関税率表第一一〇四・二九号の二に掲げる物品のうち 小麦の二
六一	関税率表第一一〇四・二九号の三に掲げる物品のうち 小麦の三
六二	関税率表第一一〇八・一一号に掲げる物品
六三	関税率表第一一〇八・一二号に掲げる物品
六四	関税率表第一一〇八・一三号に掲げる物品
六五	関税率表第一一〇八・一四号に掲げる物品
六六	関税率表第一一〇八・一九号に掲げる物品のうち サゴでん粉
六七	関税率表第一一〇八・一九号に掲げる物品のうち サゴでん粉以外のもの
六八	関税率表第一一〇八・二〇号に掲げる物品
六九	関税率表第一一〇八・二〇号に掲げる物品のうち 殻付きのもの
七〇	関税率表第一一〇八・二〇号に掲げる物品のうち 殻を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。)



一 三 ・ 一 〇 二 〇	○ 二 ・ 一 三 〇	<p>(2) 一頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格を超えて、生きている豚に係る分岐点価格(生きている豚に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、一三・一の場合は〇・一三一)に一%加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ)。以下のもの</p> <p>(3) 一頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの</p> <p>豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る)生鮮のもの及び冷蔵したもの枝肉及び半丸枝肉</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格(枝肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第二号に定める価格を)。以下この項において同じ)から当該区分に応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に</p>
---------------------------------	----------------------------	--

一 %	差 額	価 格	準 則	に て	き 、	一 頭	八 一 三 銭
三 .	と	課 入	る	る	生	に	五 〇 円
.	の	税 価	基	豚	き	つ	二 三 七 銭
七 %	差 額	価 格	準 則	に て	き 、	一 頭	〇 〇 〇 円
二 .	と	課 入	る	る	生	に	三 三 七 銭
.	の	税 価	基	豚	き	つ	四 三 〇 銭
四 %	差 額	価 格	準 則	に て	き 、	一 頭	三 三 〇 五 銭
二 .	と	課 入	る	る	生	に	四 四 〇 円
.	の	税 価	基	豚	き	つ	四 四 〇 五 銭
一 一 % .	差 額	価 格	準 則	に て	き 、	一 頭	四 四 〇 四 銭
二 .	と	課 入	る	る	生	に	四 四 〇 五 銭
.	の	税 価	基	豚	き	つ	四 四 〇 五 銭
七 % 一 .	差 額	価 格	準 則	に て	き 、	一 頭	七 六 七 銭
一 .	と	課 入	る	る	生	に	五 五 五 銭
.	の	税 価	基	豚	き	つ	四 四 〇 円
三 % 一 .	差 額	価 格	準 則	に て	き 、	一 頭	六 七 一 銭
一 .	と	課 入	る	る	生	に	〇 〇 〇 円
.	の	税 価	基	豚	き	つ	六 七 一 銭

(2) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量適用限度価格を超えて、枝肉係る分岐点価格（枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三に定める期間内に輸入されるものの区分に対応する表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それまでのこの号の（3）に定める（例えば、六・五%の場合（〇・〇六五）に一を加えた上で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの

九三〇 ・二〇 一一〇 一二〇 その他のもの	(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超える部分肉に係る分岐点価格(部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、六・五%)の場合は〇・〇六五)に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。)以下のもの	ある価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。)から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。)以下のもの
(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	○二・〇六項において同じ。	○二・〇六項において同じ。

六・五%	差価格額と課入る分の税	標準にきラムと課入る分の税	基肉つグ	円一七三錢	一キログラムにつく七錢
六・四%	差価格額と課入る分の税	標準にきラムと課入る分の税	基肉つグ	円二二三錢	一キログラムにつく八錢
六・三%	差価格額と課入る分の税	標準にきラムと課入る分の税	基肉つグ	円三三三錢	一キログラムにつく九錢
六%	差価格額と課入る分の税	標準にきラムと課入る分の税	基肉つグ	円四四四錢	一キログラムにつく八〇錢
五・九%	差価格額と課入る分の税	標準にきラムと課入る分の税	基肉つグ	円五六六錢	一キログラムにつく六錢
五・七%	差価格額と課入る分の税	標準にきラムと課入る分の税	基肉つグ	円六七錢	一キログラムにつく二錢

— 三 ○











○三〇七・一九	かを問わない。) 及びくん製した軟体動物 (殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) 並びにくん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)
○三〇七・三九	い貝 (ミュティルス属又はペルナ属のもの)
○三〇七・五一	その他のもの
○三〇七・五二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇七・五九	一くん製したもの
○三〇七・六〇	貝柱以外のもの
○三〇七・七九	たこ (オクトapus属のもの)
○三〇七・八七	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇七・八八	冷凍したもの
○三〇七・九九	その他のもの
○三〇七・九九	一くん製したもの
○三〇七・九九	かたつむりその他の巻貝 (海棲のものを除く。)
○三〇七・九九	二くん製したもの
○三〇七・九九	クラム、コックル及びアーチシェル (ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、またがい科、しやこがい科又はまるすぐれがい科のもの)
○三〇七・九九	その他のもの
○三〇七・九九	一くん製したもの
○三〇七・九九	貝柱以外のもの
○三〇七・九九	二その他もの
○三〇七・九九	(三) その他のもののうち はまぐり (乾燥したものに限る。)
○三〇七・九九	あわび (ハリオテイス属のもの) 及びそでぼら (ストロムブス属のもの)
○三〇七・九九	その他のあわび (ハリオテイス属のもの)
○三〇七・九九	一くん製したもの
○三〇七・九九	その他のそでぼら (ストロムブス属のもの)
○三〇七・九九	一くん製したもの
○三〇七・九九	その他のもの
○三〇七・九九	一くん製したもの
○三〇七・九九	貝柱以外のもの

四六 %	四六 %	四六 %	九 %	四六 %	四六 %	四六 %	五 %	四六 %	四六 %	四六 %	四六 %	四六 %	四六 %	四六 %	四六 %
○〇五・一〇	○四一・一〇	○四一・一〇	○三〇九・九〇	○三〇八・三〇	○三〇八・二九	○三〇八・一九	○三〇八・一九	○三〇八・一九	○三〇八・一九	○三〇八・一九	○三〇八・一九	○三〇八・一九	○三〇八・一九	○三〇八・一九	○三〇八・一九
○三〇五・一〇	○四一・一〇	○四一・一〇	○三〇九・九〇	○三〇九・九〇	○三〇九・九〇	○三〇九・九〇	○三〇九・九〇	○三〇九・九〇	○三〇九・九〇	○三〇九・九〇	○三〇九・九〇	○三〇九・九〇	○三〇九・九〇	○三〇九・九〇	○三〇九・九〇
アンバーグリス、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁 (乾燥してあるかないかを問わない。) 並びに医療用品の調製用の腺その他	その他のもの	一くん製したもの	昆虫類その他の食用の動物性生産品 (他の項に該当するものを除く。)	一あなづばめの巣	二プロポリス原塊	三その他もの	三その他もの	(一) えびのもの	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット (食用に適するものに限る。)	その他のもの	二くん製したもの	(二) えびのもの	三くん製したもの	二くん製したもの	一くん製したもの
貝柱以外のもの	その他もの	一くん製したもの	昆虫類その他の食用の動物性生産品 (他の項に該当するものを除く。)	一あなづばめの巣	二プロポリス原塊	三その他もの	三その他もの	三その他もの	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット (食用に適するものに限る。)	その他のもの	二くん製したもの	(二) えびのもの	三くん製したもの	二くん製したもの	一くん製したもの











一五・一七・九〇	植物性油脂及びその分別物 マーガリン並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	無税
一五・一八	動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものと除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）	無税
一五・一八・〇〇	（二）完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（エステル化し又はエライジン化したもの）	無税
一五・一八・〇〇	（一）植物性油脂、微生物性油脂又はこれらの分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものと除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）	無税
一五・一九〇	（二）完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（エステル化し又はエライジン化したもの）	無税
一五・二〇・〇〇	（一）動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ボイユ化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	無税
一五・二一	（二）完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（エステル化し又はエライジン化したもの）	無税
一五・二一・九〇	（一）グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	無税
一五・二一・九〇	（二）植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	無税
一五・二一・九〇	（三）その他のもの	無税
一五・二一・九〇	（四）みつろう及び鯨ろう	無税
一六・〇二	鯨ろう	無税
一六・〇二	（一）その他のもの	無税
一六・〇二	（二）その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆蟲類	無税
一六・〇二	（三）動物の肝臓のもの	無税
一六・〇二	（四）その他のもののうち	無税
一六・〇二	（五）気密容器入りのもの	無税
一六・〇二	（六）七面鳥のもの	無税
一六・〇二	（七）その他のもの	無税
一六・〇三・〇〇	（一）肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジユース	無税
一六・〇三・〇〇	（二）その他のもの	無税
一六・〇三・〇〇	（三）その他のもの	無税
一六・〇四	（一）魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キヤビア及び魚卵から調製したキヤビア代用物	無税
一六・〇四	（二）魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	無税
一六・〇四	（三）さけのうち	無税
一六・〇四	（四）気密容器入りのもの以外のもの	無税
一六・〇四	（五）にしん	無税
一六・〇四・一三	（一）いわし	無税
一六・〇四・一三	（二）さば	無税
一六・〇四・一四	（一）まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	無税
一六・〇四・一四	（二）かつお（気密容器入りのものに限る。）	無税
一六・〇四・一五	（一）さば	無税
一六・〇四・一五	（二）うなぎ	無税
一六・〇四・一六	（一）かたくちいわし	無税
一六・〇四・一六	（二）うなぎ	無税
一六・〇四・一七	（一）さば	無税
一六・〇四・一七	（二）ふかひれ	無税
一六・〇四・一八	（一）さば	無税
一六・〇四・一九	（一）さば	無税
一六・〇四・一九	（二）その他のもの	無税
一六・〇四・二〇	（一）その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	無税
一六・〇四・二〇	（二）卵	無税
一六・〇四・二〇	（三）にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ	無税
一六・〇四・二〇	（四）属又はメルルシウス属のもの）のものにしん（クルペア属のもの）のもののうち	無税
一六・〇四・二〇	（五）気密容器入りのもの	無税
一六・〇四・二〇	（六）二その他のもの	無税





ム　ム　　をの　に限　　ム　　酸　　製　　ノ、  
六九　六九　六九　九　三五八四　六七　六七　九九三  
%　%　%　%　%　%　%　%　%　%　%　%

B その他のもの

ささげ属又はいんげんまめ属の豆

二  
その他のもの

オリーブ  
一 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

二  
その他のもの

その他のもの

氣密容器入りのもの  
(三) サワークラウト

(四) その他のもの

(b) 下のものに限る。他のもの

(^ a) B その他のもの  
にんにくの粉

砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドーナツ、ゼラノ等）の皮などアーモンド、バニラ等に混る。

二　その他のもの  
果実、ナツツその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に

コールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。ナット、落花生主その他の種(ニシキツを相互に混合してあるかないかを

問わない）  
その他のもの（混合したものも含む。

(一) パルプ状のもの

A (二) その他のもの  
カシューナツト及びその他の煎つたナツト

二 その他のもの





三一〇六 · ○〇

その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）

二 その他のもの  
(一) 清酒及び濁酒

(二) その他のもの

(b) その他のもの

A. S. HARRIS

三

二二〇八·九〇

エチルアルコール（変性させてないものに限る）及び蒸留酒、リキその他のもの

100

三

(b) その他のもの

100

100

二 その他のアルコール飲料

(二) 合成清酒及び  
その他のもの

109

食酢及び酢酸から得

## 飼料用に供する種類

犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）

二 その他のもの

B  
その他のもの

(b) その他のもの

100

卷之三

その他のもの

その他のも  
一 飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）

たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン含有物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。非燃焼吸引用の物品 その他もの（ニコチンを含有するものに限る。）

二 その他のもの  
その他のもの  
経皮摂取用のもの  
その他もの

			物に 付
ト リ ル 三 ツ	一 二 四 八	無 税	二 四 〇 四
二 四 〇 四 ・ 九 九	二 四 〇 四 ・ 一 九	二 四 〇 四 ・ 一 九	二 四 〇 四 ・ 一 九
その他のもの 経皮摂取用のもの その他のもの	その他のもの その他のもの その他のもの	非燃焼吸引用の物品 その他のもの（ニコチンを含有するものに限る。）	たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）
本業主品目等に係る寺島開税率の算出のための系数表（第一の二回目）			

本品等に係る特惠関税率の算出のための係数表（第八条の一関係

三一	七・九二号の二、第四一〇七・九九号の二、第四一一二・〇〇号の二の(一)、第四一 一三・一〇号の二の(一)並びに第四一一四・二〇号に掲げる物品を除く。)	七・九二号の二、第四一〇七・九九号の二、第四一一二・〇〇号の二の(一)、第四一 一三号まで、第四四〇七・一九号、第四四〇八・一〇号の二の(一)、第四四〇八・三 一号の二、第四四〇八・三九号の一の(二)若しくは四の(二)、第四四〇八・九〇号 の一の(二)若しくは二の(二)、第四四〇九・一〇号、第四四〇九・二一号の二、第 四〇九・二二号の一若しくは二、第四四〇九・二九号の一若しくは二、第四四一〇 項、第四四一項、第四四一三項から第四四一七項まで、第四四一八・三〇号か ら第四四一八・八九号まで、第四四一八・九一号の一、第四四一八・九二号、第四四 一九項、第四四二〇・九〇号の二、第四四二一・一〇号、第四四二一・二〇号の二、第 四四二一・九一号の三又は第四四二一・九九号の二の(二)に掲げる物品 関税率表第四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の一又は第四 四〇七・九九号の一に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの 関税率表第四四一八・九一号の二の(二)又は第四四一八・九九号の二に掲げる物品の うち 欄間以外のもの	羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	○・六	○・二
一二	関税率表第五五類に掲げる物品	関税率表第五六〇四・九〇号の一の(二)のB若しくは三、第五六〇七・二九号、第五 六〇七・四一号、第五六〇七・四九号又は第五六〇七・五〇号に掲げる物品	関税率表第五六〇四・九〇号の一の(二)のB若しくは三、第五六〇七・二九号、第五 六〇七・四一号、第五六〇七・四九号又は第五六〇七・五〇号に掲げる物品	○・八	○・八
二二	関税率表第五七〇二・一〇号、第五七〇一・三一号、第五七〇一・三二号、第五七〇 二・三九号、第五七〇二・四二号、第五七〇二・四九号、第五七〇二・五七 号、第五七〇二・九二号、第五七〇二・九九号、第五七〇二・九九号、第五 七〇三項又は第五七〇五・〇〇号に掲げる物品	関税率表第五八〇一・三一号の二、第五八〇二・一〇号、第五八〇三・〇〇号の一、第 五八〇六・一〇号、第五八〇六・三一号、第五八〇六・三三号の二、第五八〇六・三九 号、第五八〇六・四〇号又は第五八〇一・〇〇号の二の(二)若しくは(三)に掲げる 物品	関税率表第五七〇二・一〇号、第五七〇一・三一号、第五七〇一・三二号、第五七〇 二・三九号、第五七〇二・四二号、第五七〇二・四九号、第五七〇二・五七 号、第五七〇二・九二号、第五七〇二・九九号、第五七〇二・九九号、第五 七〇三項又は第五七〇五・〇〇号に掲げる物品	○・八	○・八
二一	関税率表第五八〇一・三一号の二、第五八〇二・一〇号、第五八〇三・〇〇号の一、第 五八〇六・一〇号、第五八〇六・三一号、第五八〇六・三三号の二、第五八〇六・三九 号、第五八〇六・四〇号又は第五八〇一・〇〇号の二の(二)若しくは(三)に掲げる 物品	関税率表第六〇・〇一項、第六〇〇一・四〇号、第六〇・〇三項、第六〇〇四・一〇 号、第六〇・〇五項又は第六〇・〇六項に掲げる物品	関税率表第六〇・〇一項、第六〇〇一・四〇号、第六〇〇一・四〇号の一若しくは二の(二) のA、第六〇・〇九・九〇号の一若しくは二の(二)のA、第六〇・〇九・九〇号の 一若しくは二の(二)のA、第六〇・〇九・九〇号の一若しくは二の(二)のA、第六〇・ 一〇号、第六〇・〇九号又は第六〇・〇九号の二又は第六〇・一七項に掲げる物品	○・八	○・八
二〇	関税率表第五五類に掲げる物品	関税率表第五五三・〇九項又は第五三一一・〇〇号の一に掲げる物品	関税率表第五五類に掲げる物品	○・八	○・八
二九	一〇号の一若しくは二の(二)又は第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(二)に掲げ る物品	一〇号の一若しくは二の(二)又は第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(二)に掲げ る物品	一〇号の一若しくは二の(二)又は第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(二)に掲げ る物品	○・八	○・八
二八	二二	二二	二二	二二	二二
二七	二二	二二	二二	二二	二二
二六	二二	二二	二二	二二	二二
二五	二二	二二	二二	二二	二二
二四	二二	二二	二二	二二	二二
二三	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二
二一	二二	二二	二二	二二	二二
二〇	二二	二二	二二	二二	二二
一九	二二	二二	二二	二二	二二
一八	二二	二二	二二	二二	二二
一七	一七	一七	一七	一七	一七
一六	一六	一六	一六	一六	一六
一五	一五	一五	一五	一五	一五
一四	一四	一四	一四	一四	一四
一三	一三	一三	一三	一三	一三
一二	一二	一二	一二	一二	一二
一一	一一	一一	一一	一一	一一
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
九	九	九	九	九	九
八	八	八	八	八	八
七	七	七	七	七	七
六	六	六	六	六	六
五	五	五	五	五	五
四	四	四	四	四	四
三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一





